平成２３年（フ）第１７５号
北海道帯広市自由が丘３丁目５番地14
破産者　黒澤　　勲
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
岩手県奥州市水沢区花園町２丁目５番38号、開始決定時の住所岩手県奥州市水沢区台町６番34号　ハイツ台町Ａ号棟
破産者　平野　敏弘
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢300番地３
破産者　及川喜美夫
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３７号
熊本県玉名郡和水町板楠2957番地４
破産者　上原　里花
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６７号
岩手県陸前高田市米崎町字館21番地
破産者　株式会社タテカコー
1　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
2　一般調査期日　平成24年４月24日午後２時
平成24年１月24日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２３４４号
札幌市厚別区厚別西３条４丁目５番13号　アーバン34―201
破産者　大澤　　勉
1　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
2　一般調査期日　平成24年３月21日午前11時30分
平成24年１月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３号
熊本県八代市大福寺町803番地
破産者　髙木　雄二
1　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
2　一般調査期日　平成24年３月28日午後２時
平成24年１月26日　熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４８号
熊本県八代市上片町1494番地１
破産者　尾上　次憲
1　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
2　一般調査期日　平成24年３月28日午前10時30分
平成24年１月26日　熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第８７４号
兵庫県三田市三田町９番10―601号、従前の住所兵庫県三田市下深田36番地２
破産者　坊垣　賢二
1　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
2　一般調査期日　平成24年４月18日午前10時30分
平成24年１月25日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１５号
神戸市東灘区渦森台２丁目４番405号
破産者　水坂　　迅（旧姓永田）
1　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
2　一般調査期日　平成24年３月21日午後１時30分
平成24年１月25日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８８９号
大阪市西成区南津守１丁目４番31号
破産者　大福木材株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
2　一般調査期日　平成24年４月26日午後３時30分
平成24年１月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５号
沖縄県沖縄市明道１丁目21番５号２Ｆ、開始決定時の住所沖縄県沖縄市明道１丁目21番５号
破産者　當山　清哲
1　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
2　一般調査期日　平成24年４月18日午前11時
平成24年１月26日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５５２５号
大阪市西区九条２丁目13番20号203、開始決定時の住所大阪市西区千代崎１丁目４番11―1104号
破産者　福島　健治
1　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
2　一般調査期日　平成24年４月19日午後３時30分
平成24年１月25日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第８７５号
愛知県岡崎市国正町字稲荷27番地
破産者　磯谷建設株式会社
1　期日　平成24年３月19日午後３時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
大阪市北区太融寺町８番17号
破産者　株式会社ＳＫＳシステム
1　期日　平成24年２月28日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１号
東京都中央区銀座８丁目10番７号
破産者　有限会社オークラ・フード・サービス
1　期日　平成24年２月28日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月25日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４２１号
札幌市北区新琴似11条８丁目６番16号、住民票上の住所札幌市西区琴似２条１丁目１番20―1608号
破産者　矢口　宜征
免責意見申述期間　平成24年３月11日まで
平成24年１月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４２２号
札幌市北区新琴似11条８丁目６番16号
破産者　矢口　秀弥
免責意見申述期間　平成24年３月11日まで
平成24年１月25日
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０９２号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ＤＫシステムズ
代表清算人　青木　　康
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２２年（ミ）第１５号
静岡県熱海市和田浜南町３番９号
更生会社　株式会社大野屋本店
管財人　小林　信明
同　　森　　昌實
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部